

宮若市新規創業融資資金利子補給金について

宮若市では、地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、市内で創業する個人や法人に対し、創業のために借り入れた融資の利子の一部を補助しています。

補助の条件

対象者

以下のすべてに該当する個人又は法人

- ・市内に事業所（店舗、工場等）を有する方
- ・対象融資を受けた日が創業前又は創業後1年以内である方
- ・対象の創業支援※を受け、確認書等を受領している方

※対象の創業支援

- ・宮若商工会議所又は若宮商工会：創業相談・創業スクール
 - ・（株）日本政策金融公庫：創業サポートデスク又は創業支援
 - ・認定連携創業支援事業者、金融機関が実施し、市長が適当と認めた創業支援
- ・市町村税に滞納がない方
 - ・宮若市に住民票がある方（法人においては、市内に法人登記がされている方）
 - ・暴力団、暴力団関係団体、暴力団員及び暴力団関係者でない方

注意事項

◆次の事業を創業する場合は、補給金の対象外となります。

（風俗営業、性風俗関連特殊営業、深夜における酒類提供飲食店営業、金融業、保険業、不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、バー、キャバレー、ナイトクラブ等、連鎖販売業、各種チェーン店（個人創業の場合を除く）、その他市長が不適当と認める事業）

交付対象となる融資

対象融資

以下のいずれかに該当する融資

- ・福岡県中小企業振興資金融資制度要綱第6条第2号に規定する新規創業資金
- ・（株）日本政策金融公庫が実施する新規創業のための融資

交付額

交付額

対象融資に係る1年分の利子支払額※の1/2（上限5万円）

注意事項

◆第1回目の利子を償還した日から1年分の利子支払額が対象です。

償還期間が1年未満のものについては、償還が完了した日までとなります。

◆償還の遅延に係る利子支払額は除きます。

申請について

申請書類

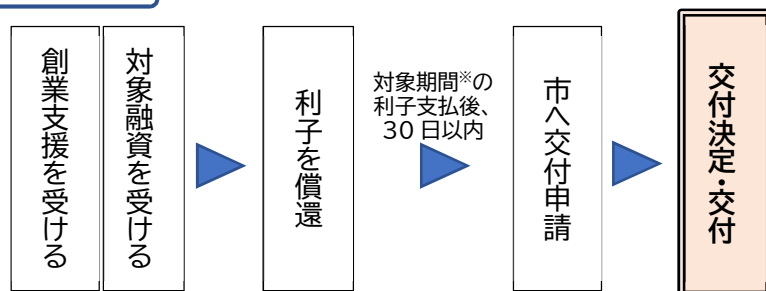
- ☐ 宮若市新規創業融資資金利子補給金交付申請書（様式第1号）※
- ☐ 約定利子支払額証明書（様式第2号）※
- ☐ 個人情報に関する同意書（様式第3号）※
- ☐ 対象融資の償還表の写し及び毎月の返済額とその内訳が分かるもの
- ☐ 対象融資を受ける際に金融機関に提出した事業計画書等の写し
- ☐ 対象の創業支援を受けたことを証明する書類（創業スクールの修了証など）
- ☐ 市内での創業を証する書類
- ☐ 市税等納税証明書
- ☐ その他市長が必要と認める書類

※様式は市ホームページよりダウンロード可能です。

申請期間

対象期間の利子支払後30日以内に申請してください。

交付までの流れ



※対象期間
・第1回償還日から1年
・（償還期間が1年未満の場合）償還完了まで

注意事項

- ◆次に該当する場合、利子補給金の全部または一部を返還いただくことがあります。
 - ・利子補給金の対象となった借入金が目的以外に使用されたとき。
 - ・偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
 - ・その他市長が不適当と認めたとき。

《申請受付・問合せ先》

宮若市役所 産業観光課 商工振興係（2階3番窓口）

〒823-0011 宮若市宮田29番地1

TEL：0949-32-0519 FAX：0949-32-9430

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（※土・日・祝日、年末年始を除く）



市HPはこちら